

平成29年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成29年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～37）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P38～50）
- ・一部、平成30年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況

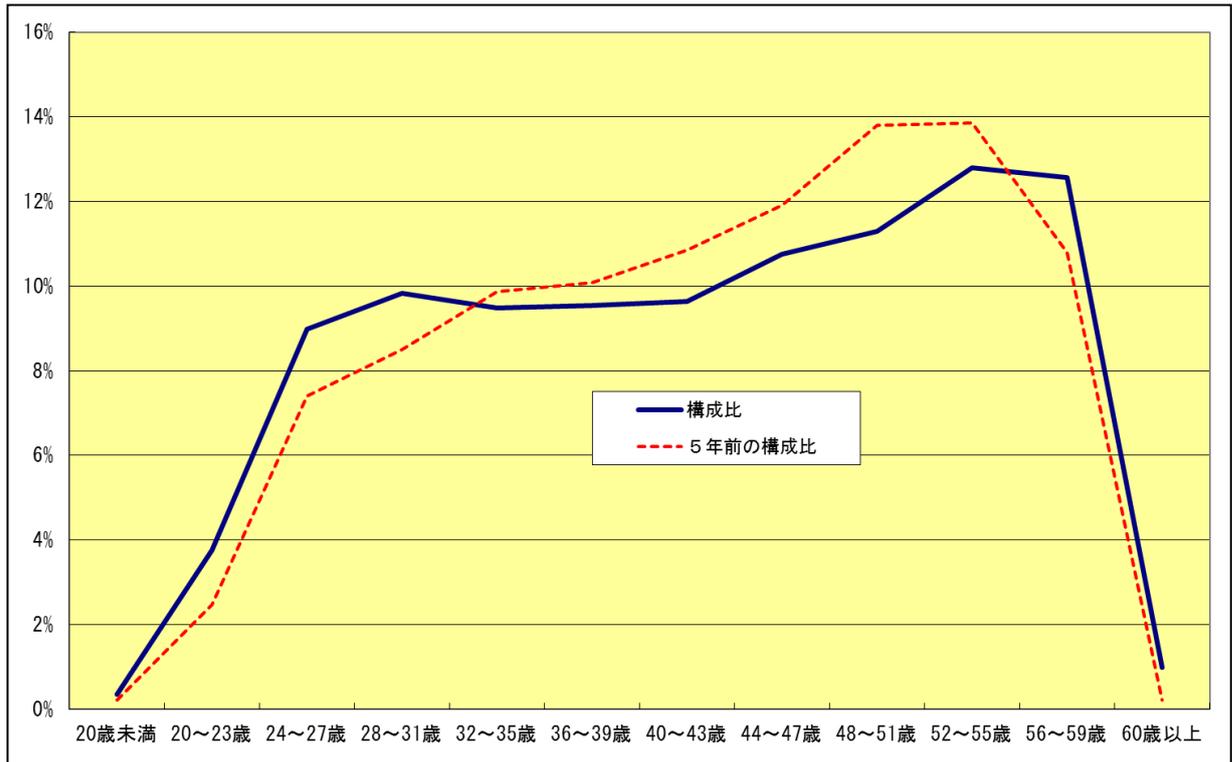
①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
				平成29年	平成30年
部 門					
一 般 行 政 部 門	議 会	25	25	0	
	総務・企画	499	526	27	地域鉄道業務等の増加
	税 務	104	101	△3	県税事務所等の事務合理化
	労 働	44	46	2	就職支援業務等の増加
	農林水産	658	650	△8	農林総合事務所等の事務合理化
	商 工	169	169	0	
	土 木	654	630	△24	土木事務所等の事務合理化
	民 生	250	256	6	共生社会推進業務等の増加
	衛 生	379	380	1	動物管理指導業務等の増加
小 計	2,782	2,783	1		
特 別 行 政 部 門	教 育	7,633	7,605	△28	生徒数の減少による教員の減員等
	警 察	2,073	2,074	1	退職者の補充
	小 計	9,706	9,679	△27	
公 営 企 業 等	病 院	1,088	1,062	△26	看護師の減員等
	水 道	10	10	0	
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	28	33	5	国民健康保険業務等の増加
小 計	1,130	1,109	△21		
合 計	13,618	13,571	△47		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

②年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	48人	511人	1,218人	1,333人	1,288人	1,295人	1,307人	1,459人	1,534人	1,737人	1,706人	135人	13,571人

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 第四次行財政改革実行プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	平成31年3月31日	一般行政部門について、全国最少水準の職員数を維持

イ 第四次行財政改革実行プランによる定員管理の年次別状況（実績）

（各年4月1日現在）

区 分		平成27年 計画始期	平成28年 1年目	平成29年 2年目	平成30年 3年目	(参考) 職員数目標
部 門						
一般 行政	職員数	2,789	2,784	2,782	2,783	全国最少水準の 職員数を維持
	増 減		△5	△2	1	
教 育	職員数	7,594	7,618	7,633	7,605	—
	増 減		24	15	△28	
警 察	職員数	2,052	2,064	2,073	2,074	—
	増 減		12	9	1	
公営 企業 等会計	職員数	1,001	1,065	1,130	1,109	—
	増 減		64	65	△21	
計	職員数	13,436	13,531	13,618	13,571	—
	増 減		95	87	△47	

(注) 1 計画期間は、平成27年度～30年度の4年間です。

2 職員数は、一般職に属する職員数です。

3 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないとされています（法23条の2）。

人事評価は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

平成28年4月からは、人事評価制度の対象者について部局長および部長級職員を含めた全ての職員に拡大するとともに、行政職・研究職・医療職ごとの職級に応じて求められる行動・姿勢（標準職務遂行能力）を定めて、人事評価を行っています。

教育委員会においては、平成22年4月から、業績や意欲・態度を評価する教職員評価システムを公立学校の全教職員対象に試行しています。

平成28年4月からは、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、評価結果の処遇等への反映を導入した人事評価制度として実施しています。

警察本部においては、平成19年4月から、地方警務官を除く全ての職員を対象に、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評定制度を実施しています。

平成28年4月からは、警察官の階級（職員は同相当職）に応じて求められる能力（標準職務遂行能力）を定めたほか、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、人事評価を行っています。

※ 地方警務官は警察庁において実施

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

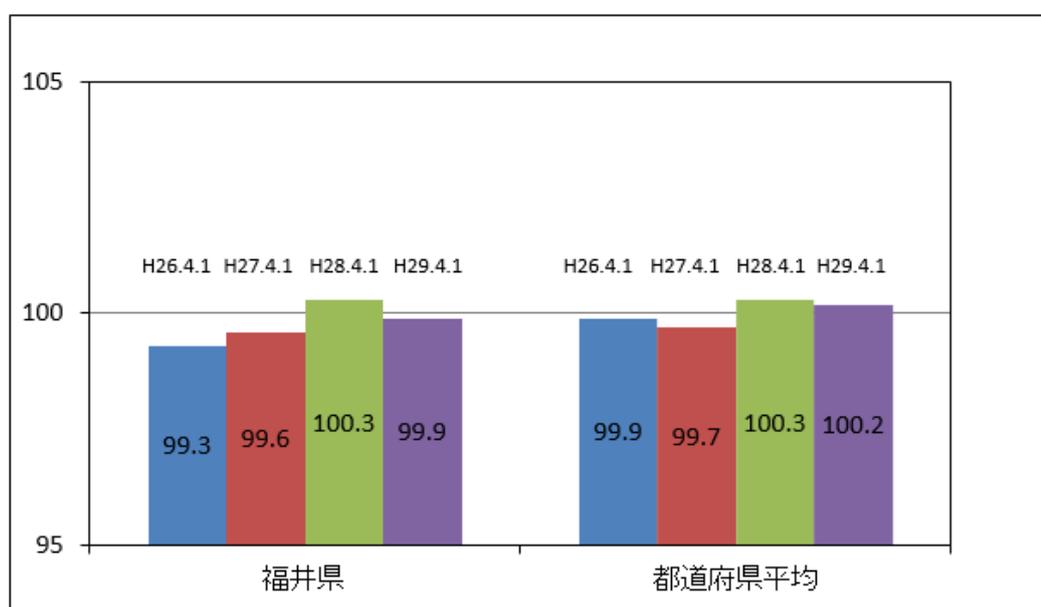
区 分	住民基本 台帳人口 (29年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度 の人件費率
平 成 29年度	人 787,303	千円 451,217,611	千円 3,765,325	千円 116,595,475	% 25.8	% 26.3

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度	人 12,462	千円 54,062,064	千円 9,093,814	千円 21,684,478	千円 84,840,356	千円 6,808

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成30年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	299,900	342,000	407,700	458,000
最高号給の 給料月額	247,100	303,800	349,600	385,400	392,600	409,800	444,500	468,200	527,100

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.4歳	326,756円	399,923円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	53.4歳	47人	296,938円	323,867円
うち校務員	52.8歳	26人	299,119円	325,588円
うち調理師	55.3歳	8人	281,950円	306,674円

(注) 7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	45.5歳	388,911円	434,275円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	43.7歳	370,499円	409,009円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	38.2歳	314,529円	418,087円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		福井県	国
一般行政職	大学卒	185,800円	179,200円
	高校卒	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	149,200円	—
	中学卒	140,400円	—
高等学校教育職	大学卒	207,500円	—
	高校卒	162,500円	—
小・中学校教育職	大学卒	207,500円	—
	高校卒	162,500円	—
警察職	大学卒	205,200円	208,000円
	高校卒	172,700円	169,500円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,011円	362,228円	387,761円	402,015円
	高校卒	—	303,738円	355,325円	377,923円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	313,361円	405,725円	423,531円	432,369円
	高校卒	—	—	—	404,612円
小・中学校 教育職	大学卒	313,898円	395,977円	412,981円	419,537円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	278,996円	381,490円	402,090円	408,060円
	高校卒	250,506円	358,317円	—	400,931円

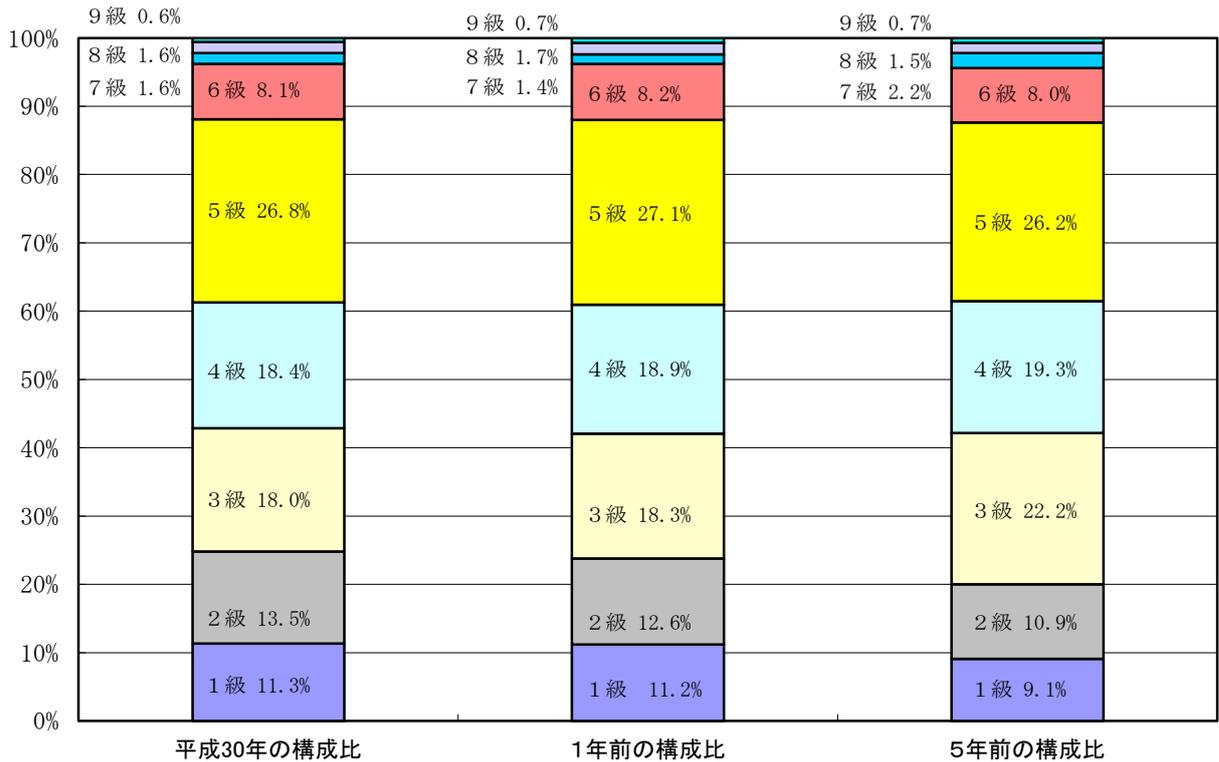
（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

（４）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	21 人	0.6 %
8 級	企画幹	51 人	1.6 %
7 級	課長、参事	53 人	1.6 %
6 級	課長、参事	264 人	8.1 %
5 級	課長補佐	876 人	26.8 %
4 級	主任	602 人	18.4 %
3 級	企画主査、主査	587 人	18.0 %
2 級	主事	441 人	13.5 %
1 級	主事	369 人	11.3 %

- （注） 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- 勤務成績の評定の実施状況
 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映。
 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

福 井 県			国		
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,716 千円			—		
(平成29年度支給割合)			(平成29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.20月分	特定幹部職員	2.20月分	2.20月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.80月分	特定幹部職員以外	2.60月分	1.80月分
	(1.45)月分	(0.85)月分		(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%
	・管理職加算	15～25%		・管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成 19 年 10 月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成 22 年 4 月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成 20 年 6 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。 一般職においては、平成 22 年 12 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	3,569千円	22,092千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			991,316千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			72,832円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	23人	20%	20%
大阪府大阪市	9人	16%	16%
医師・歯科医師	153人	16%	16%
愛知県名古屋市	1人	15%	15%
静岡県御殿場市	3人	6%	6%
石川県金沢市	5人	3%	3%
福井市	6,624人	1.4%	3%
福井市を除く福井県内	6,745人	1.4%	0%
海外他	8人	0%	0%
平均支給率		1.6%	1.7%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		940,051千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		116,070円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		40.0%		
手当の種類（手当数）		32		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校に勤務する職員	研修における実技訓練	千円 171	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	千円 871	日額810円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業	千円 611	日額300円～760円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	千円 205	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	千円 23	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、薬剤師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、手術における臨床工学業務、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養指導・服薬指導、内視鏡手術の直接補助業務、抗がん剤調剤業務	千円 5,428	日額240円～330円または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	千円 689	日額250円～520円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	千円 205,011	日額1,000円～5,000円
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	千円 18,112	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	千円 4,271	日額240円～400円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	千円 535	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 167,942	勤務1回につき1,620円～7,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	千円 45	1時間につき310円～1,500円
用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 5,154	日額810円～1,210円
特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に	地上もしくは水面10メートル以上の足	千円	日額300円～450円

る職員の手当	勤務する職員等	場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	2,134	
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	千円 207	日額710円～1,680円
(東日本大震災に対処するための特例)	職員	福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業	千円 53	日額660円～40,000円
(特定大規模災害等のための特例)	職員	原子力緊急事態宣言があった場合において行う作業		人事委員会が定める額
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	千円 1,181	日額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲または処分の作業、繁殖または飼養管理のために牛を制する作業	千円 454	日額240円～540円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	千円 3,539	日額1,080円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質(サリン等)の処理作業等	千円 0	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	千円 5,108	日額480円～1,050円
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務		月額9,000円～19,000円
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員			給料および扶養手当の月額の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	千円 2,277	日額290円～350円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任		月額14,000円～19,000円
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	千円 362	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	千円 303,442	日額1,800円～16,000円または1時間につき220円
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	千円 80	日額1,600円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	千円 63,568	日額200円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 45,630	勤務1回につき410円～1,240円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	千円 93,402	日額280円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	千円 5,251	1時間につき1,900円～5,100円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	2,898,557千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	459千円
支給実績（平成28年度決算）	2,825,990千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	447千円

⑥その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国:給料の特別調整額)		千円 801,710	円 710,736
初任給調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額5,100円～368,400円]	異なる	獣医師を支給対象としている	千円 480,495	円 3,021,980
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者、父母等1人当たり6,500円 子1人当たり10,000円]	同じ		千円 1,334,705	円 230,360
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 [①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円+(家賃-21,000円)/2 (上限27,000円)]	異なる	〈福井県〉 家賃が10,000円を超える場合に支給 〈国〉 家賃が12,000円を超える場合に支給	千円 615,208	円 269,947
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 [1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算(20,000円を限度) 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)]	異なる	1 電車・バスを利用する場合 〈福井県〉 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 〈国〉 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 〈福井県〉 上限額なし 〈国〉 上限額31,600円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 〈福井県〉 駐車料金等加算あり 〈国〉 駐車料金等加算なし	千円 1,284,832	円 93,996
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 [基礎額30,000円に住居間の距離に応じた額(最高70,000円)を加算した額]	同じ		千円 99,828	円 325,173

寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]	同じ		千円 29,862	円 54,000
特勤手当および特勤手当に準ずる手当	1 特勤手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額の4/100] 2 特勤手当に準ずる手当 特勤勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額の2/100～6/100]	同じ		千円 903	円 64,485
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100]	同じ		千円 495,429	円 128,316
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100]	同じ		千円 209,478	円 102,284
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]	同じ		千円 427,407	円 216,848
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給者が週休日および休日等または平日深夜の午前0時から午前5時までに勤務した場合に支給 [勤務1回につき2,000円～12,000円]	同じ		千円 4,669	円 62,253
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給[月額16,000円]			千円 19,505	円 201,080
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円]			千円 473,110	円 64,890

(6) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知 事	事 務	1,300,000 円		
	副 知 事	事 務	1,020,000 円		
報酬	議 長	長 官	910,000 円		
	副 議 長	長 官	860,000 円		
	議 員	員 員	780,000 円		
期末手当	知 事	事 務	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
	副 知 事	事 務	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	知 事	事 務	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	事 務	130万円×在職月数×0.60	37,440,000円	(退職時)
			102万円×在職月数×0.45	22,032,000円	(退職時)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 29年度	576,619	186,961	88,245	15.3	12.2

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 30年度	11	37,371	7,422	14,621	59,414	5,401

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	41.3歳	332,806円	475,735円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,255千円		
(平成29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.20月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.80月分
	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—千円 —千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績 (平成29年度決算)			531千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)			48,255円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	8人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	3人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績 (平成29年度決算)		199千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		15,311円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)		29.5%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 18	1日につき810円~1,210円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 25	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 119	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき450円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円

職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき340円
職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 36	1日につき230円
職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務		1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	3,039千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	276千円
支給実績（平成28年度決算）	4,274千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	389千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				1,172千円	234,400円
住居手当				—千円	—円
通勤手当				890千円	88,970円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				84千円	13,926円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 29年度	千円 2,605,608	千円 806,459	千円 195,460	% 7.5	% 6.7

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度	21	千円 87,581	千円 22,999	千円 36,785	千円 147,365	千円 7,017

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	49.3歳	375,490円	584,882円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,798千円		
(平成29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.20月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.80月分
	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成30年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため記載していません。

(ウ) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支 給 実 績（平成29年度決算）			1,364千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			64,941円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	9人	1.4%
福井市以外の福井県内	1.4%	12人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		217千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		21,728円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		22.7%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 0	1日につき810円~1,210円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 37	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 129	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき450円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円

	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき340円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	52	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	5,455千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	321千円
支給実績（平成28年度決算）	6,932千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	408千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			3,638千円	909,435円
扶養手当				3,900千円	325,000円
住居手当				—千円	—円
通勤手当				3,346千円	159,354円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				183千円	22,817円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

③宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 29年度	千円 0	千円 37,251	千円 43,515	% —	% —

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。
このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度	6	千円 20,855	千円 3,184	千円 8,169	千円 32,208	千円 5,368

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	39.7歳	326,405円	499,124円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,363千円		
(平成29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	2.20 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.80 月分
	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
一千円 一千円			一千円 一千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成29年度決算）			290千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			48,365円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	6人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			－ 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			－ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			－ %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者がいなかったため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,462千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	244千円
支給実績（平成28年度決算）	1,522千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	254千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成29年度決算)
(7)の①のウの(カ)に同じ					

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

④下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 29年度	936,478	170,966	47,584	5.1	5.7

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 30年度	6	20,941	5,402	8,529	34,872	5,812

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	44.8歳	331,536円	533,799円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,291千円		
(平成29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	2.20 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.80 月分
	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため記載していません。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			299千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			49,788円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	2人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	4人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			— 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			— %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,371千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	229千円
支給実績（平成28年度決算）	1,567千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	261千円

(カ) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 29 年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成29年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				— 千円	— 円
通勤手当				740 千円	105,717 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当お よび特地勤務手 当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				0 千円	0 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当、住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成29年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の状況

平成29年度の職員の本来的な休暇制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成29年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均9.1日	取得日数 平均9.6日	取得日数 平均10.5日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.3日	取得日数 平均4.7日	取得日数 平均4.8日
ボランティア休暇	5日以内 ただし、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村において被災者を支援する活動を行う場合 7日以内	取得者 0人	取得者 91人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 279人	取得者 184人	取得者 45人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 2人	取得者 5人	取得者 1人

(注) 1 表中「知事部局等」には、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

2 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成29年(H29.1.1~H29.12.31)の取得状況を記載しています。

3 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成29年度中に休暇を開始した者の人数を記載しています。

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の状況

平成29年度の職員のための主な休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休業については、福井県職員の育児休業等に関する条例や福井県職員の自己啓発等休業に関する条例等で定められています。

区 分	期 間	平成29年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 89人	取得者 136人	取得者 15人
自己啓発等 休業	大学等課程の履修 二年 ただし、大学院の課程またはこれに相当する外国の大学の課程であって、その修業年限が二年を超え三年を超えない場合 三年 国際貢献活動 三年	取得者 2人	取得者 0人	取得者 0人
配偶者同行 休業	職員の配偶者が六月以上外国に滞在し、職員がそれに同行する場合 三年	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人

(注) 育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得者数は、平成29年度中に休業を開始した者の人数を記載しています。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成29年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0人	0人	40人	0人	40人
教育委員会	0人	0人	51人	0人	51人
警察本部	0人	1人	16人	0人	17人
計	0人	1人	107人	0人	108人

(注) 平成29年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成29年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	3人	0人	1人	3人	7人
教育委員会	6人	1人	1人	0人	8人
警察本部	0人	1人	1人	1人	3人
計	9人	2人	3人	4人	18人

(注) 平成29年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

7 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成29年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成29年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	225件	435件	0件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0件	1,793件	0件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0件	0件	0件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0件	0件	0件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0件	0件	0件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	7件	0件	0件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	5件	64件	48件

（注）平成29年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成29年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成29年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	29件	12件	6件

(注) 平成29年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の状況

改正地方公務員法および福井県職員の退職管理に関する条例が平成28年4月1日施行され、再就職者による職員への働きかけの規制や、再就職情報の届出の義務付け等を行なっています。なお、これらの規制等は、施行日以前に退職した元職員にも適用されています。

①職員への働きかけの規制

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と県との間の契約・処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています（法第38条の2、条例第2条）。

なお、規制対象および禁止行為は下表のとおりです。

規 制 対 象	禁 止 行 為
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ
部長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に部長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
次長級・課長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に次長級・課長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
警察官の職であって、警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
県立学校の校長の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に校長の職に就いていたときの職務に関する働きかけ

(注) 複数の規制対象に該当する場合には、該当するすべての禁止行為が適用されます。

②再就職情報の届出の義務付け

管理職員が在職中に営利企業等へ再就職することを約束した場合や、元管理職員が退職後2年間のうちに再就職した場合には、任命権者への届出を義務付けています（法第38条の6、条例第3条、第4条）。

また、知事部局等および教育委員会においては、元一般職員であっても、県の発注する公共工事の入札参加資格を有する営利企業等に再就職した場合には、任命権者への届出を要綱により義務付けています。

これらの届出の内容については、県のホームページにおいて、退職後2年間公表されます。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/saishushoku/kouhyou.html>

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成29年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	県新規採用職員研修（前期）	5日	164人
	県新規採用職員研修（中期）	2日	163人
	県新規採用職員研修（後期）	4日	161人
	新規採用職員研修（医療技術職）	3日	37人
	県採用3年目研修	2日	92人
	ステージ1研修	4日	120人
	ステージ2研修	2日	101人
マネジメント研修	トレーナー研修（前期）	1日	91人
	トレーナー研修（後期）	0.5日	102人
	新任主任研修	2日	158人
	課長補佐研修	1日	33人
	参事級研修	1日	53人
	課長級研修	1日	41人
パワーアップ研修	客観的・論理的思考法研修	1日	31人
	トヨタ式業務改善『見える化』研修	1日	44人
	地域力発揮研修	1日	17人
	地方創生戦略研修	1日	19人
	判断・決断力向上研修	1日	26人
	政策提案に活かす統計学研修	1日	9人
	公務員も知っておくべき経済知識研修	1日	31人
	人間関係学研修	1日	56人
	説明力向上研修	1日	14人
	プレゼンテーション研修	1日	14人
	相手を納得させる交渉力強化研修	1日	23人
	資料作成技法研修（文章編）	1日	22人
	資料作成技法研修（図解編）	1日	21人
	危機管理研修	1日	12人
	プレーイング・マネジャー研修	1日	26人
	後輩育成（メンター）研修	1日	18人
	会議運営能力向上研修	1日	21人
	SNSに係る情報発信とマネジメント研修	1日	11人
	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修	2日	7人
	民法研修（総則）	2日	5人
	民法研修（債権）	2日	7人
	行政法研修	1日	7人
地方自治法研修	1日	5人	

	政策法務研修	0.5日	3人
	訴訟法務研修	1日	5人
	ハードクレーム対応研修	1日	14人
	女性キャリア研修①	1日	30人
	女性キャリア研修②	0.5日	43人
	部下力研修	1日	15人
	仕事の効率化とタイムマネジメント研修	1日	40人
	整理力向上研修	1日	43人
	広報写真撮影研修	1日	22人
	広報物作成の基本研修	1日	16人
	メンタルマネジメント・レジリエンス研修	1日	21人
	英語研修	1.5日	7人
特別研修	行政経営戦略研修	6日	16人
	人事評価制度研修(1次・2次)	7回	120人
	県・市町・民間企業合同研修会	3日	7人
	文章力向上研修	0.5日	62人
	語学研修(英語上級)	3 3回	10人
	語学研修(英語中級)	3 3回	10人
	語学研修(英語初級)	3 3回	10人
	語学研修(中国語)	3 4回	5人
	マナーアップ実践研修	0.5日	54人

- (注) 1 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 2 マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 3 パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。
- 4 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための研修です。

②教育委員会

	区 分	研 修 名	研修期間	受講者数	
指 定 研 修	基本研修	若手教員研修	初任者研修	校外研修 14日 校内研修 180時間以上	214人
			2年目研修	校外研修 5日	194人
			3年目研修	校外研修 3日	158人
		幼稚園・幼保連携型認定こども園 新任採用教員研修		園外研修 10日 園内研修 10日	77人
		中堅教諭等資質向上研修		校外研修 8日 校内研修 10日以上	203人
		ミドルリーダー養成研修		校外研修 2日 校内研修 3日	102人
	職務研修	新任校長研修		1講座 3日	84人
		新任教頭研修		1講座 5日	91人
		養護教諭研修		1講座 1日	59人
		臨時任用講師研修		1講座 9日	67人
マネジメント研修		1講座 2日	47人		
専 門 研 修	教科別研修 Ⅱ、Ⅲ	小学校の各教科に関する研修		7講座 各1～2日	329人
		中学校の各教科に関する研修		5講座 各1日	109人
		高等学校の各教科に関する研修		8講座 各1～3日	164人
		その他（校種を超えた研修）		3講座 各1日	93人
	その他の研修	道徳教育（小学校）		1講座 1日	184人
		複式教育		1講座 1日	11人
通 信 型 研 修	教科等に関する研修	小学校の各教科に関する研修		18講座	393人
		中学校の各教科に関する研修		12講座	153人
		高等学校の各教科に関する研修		10講座	125人
		その他（校種を超えた研修）		17講座	836人
	教科外の 課題等に関する研修	授業改善		12講座	1,132人
		学級経営、教育相談		18講座	1,977人
		情報教育		11講座	435人
		学校改善		16講座	952人
		組織経営（管理職）		6講座	243人

(注) 1 指定研修とは、教職経験年数や職能により受講対象者を指定して行う研修です。

2 専門研修とは、2年目研修受講者、中堅教諭等資質向上研修受講者を中心に、それぞれのキャリアに応じた教科等の指導力を向上させるための研修です。

3 通信型研修とは、教員として求められる基礎的・基本的な知識・技能の習得を目的として、インターネットを通して、自分のペースに合わせて必要なときに何度でも視聴できる研修です。指定研修や専門研修の事前研修としても位置付けられています。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	3週	7人
	警部任用科本課程	2月半	19人
	警部任用科特別短期課程	2週	5人
	課長補佐任用科	2週	4人
	術科指導者養成科	4月	0人
	教官養成科	1月	4人
	専科	1週から1月	29人
	指定職種任用科	1週から3週	4人
	研究科	2週から2月	2人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	1人
	捜査幹部養成科	3週	1人
国際警察センター	捜査実務研修科	1週から3月	5人
	国際協力研修科	3週	0人
	国際捜査研究科	1週	2人
	語学研修科	4月から1年	8人
サイバーセキュリティ 研究・研修センター	サイバー捜査研修科	2週から1月	6人
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2週	2人
管区警察学校	警部補任用科	2月	33人
	巡査部長任用科	1月半	46人
	係長任用科	2週	7人
	主任任用科	2週	6人
	専科	1週から1月	58人
県警察学校	初任科	半年、10月	68人
	一般職員初任科	3週	8人
	初任補修科	2月、3月	65人
	警部補任用科	2週	8人
	巡査部長任用科	2週	2人
	部門別任用科	2週から1月	51人
	専科	1週から2週	255人

(注) 1 初任科とは、新たに採用された警察官および職員に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。

2 初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。

3 専科とは、警察官および職員に、専門的な知識および技能を修得させるための研修です。

4 任用科とは、上位職に昇任または昇任が予定されている警察官または職員に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、または配置予定の警察官に、その職務の遂行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成29年度の福利厚生の状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	52,845	64,165	26,392
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
	計	52,845	64,165	26,392

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成29年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	996,507	1,675,912	488,139
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	199,635	308,219	47,432
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	0	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	27,060	31,941	8,559
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	28,618	169,178	35,761
	計	1,251,820	2,185,250	579,891

(注) 1 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

2 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

3 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成29年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	15	2,003	59	13,230	54	16,846
傷病補償年金	療養開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	0	0	0	0	0	0
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	2	7,832	3	7,178	4	9,251
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	0	0	0	0	0	0
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	6	17,735	5	12,868	4	14,003
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	0	0	0	0	0	0
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	0	0	0	0	1	1,988
計		23	27,570	67	33,276	63	42,088

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成29年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	29.4.28	29.5.17 ～5.31	29.6.25	29.7.22 ～7.29	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井大学 福井県産業技術専門学院 フェニックスプラザ	29.8.17	29.8.18
I種 行政（特別枠）	29.6.23	29.8.14 ～8.28	29.9.24	29.10.28 ～10.29	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井大学	29.11.17	29.11.21
I種 行政（移住・ 定住促進枠）	29.6.23	29.8.14 ～8.28	28.9.24	29.10.28 ～10.29	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井大学	29.11.17	29.11.21
I種 追加募集	29.9.15	29.9.22 ～10.11	29.10.22	29.11.26	第1次試験 福井大学 都道府県会館 第2次試験 福井大学	29.12.12	29.12.14
II種	29.6.23	29.8.14 ～8.28	29.9.24	29.10.21	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 福井大学	29.11.1	29.11.6
身体障害者	29.6.23	29.8.14 ～9.11	29.10.22	29.11.26	第1次試験 福井大学 第2次試験 福井大学	29.12.12	29.12.14
市町立小・ 中学校事務	29.6.23	29.8.14 ～8.28	29.9.24	29.10.21	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 福井大学	29.11.1	29.11.6
警察官 （男性A）	29.4.28	29.6.1 ～6.15	29.7.8 ～7.9	29.8.6 ～8.9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県警察学校 福井県立大学	29.8.24	29.8.28

警察官 (女性A)	29. 4. 28	29. 6. 1 ～6. 15	29. 7. 8 ～7. 9	29. 8. 6 ～8. 9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県警察学校 福井県立大学	29. 8. 24	29. 8. 28
警察官 (男性B)	29. 6. 23	29. 8. 14 ～8. 28	29. 9. 16 ～9. 17	29. 10. 11 ～10. 12	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 フェニックスプラザ	29. 11. 1	29. 11. 6
警察官 (女性B)	29. 6. 23	29. 8. 14 ～8. 28	29. 9. 16 ～9. 17	29. 10. 11 ～10. 12	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 フェニックスプラザ	29. 11. 1	29. 11. 6
警察官 (男性武道 指導)	29. 6. 23	29. 8. 14 ～8. 28	29. 9. 16 ～9. 17	29. 10. 11 ～10. 12	第1次試験 福井県立大学 福井県警察学校 第2次試験 フェニックスプラザ	29. 11. 1	29. 11. 6
交通巡視員	29. 6. 23	29. 8. 14 ～8. 28	29. 9. 24	29. 10. 21	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 福井大学	29. 11. 1	29. 11. 6

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I 種	<p>1 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を卒業した者または平成30年3月31日までに卒業見込の者</p> <p>3 薬剤師と司書にあっては、資格免許取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 専門試験 ・択一式試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 論文試験</p> <p>2 口述試験 ・集団討論 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>
I 種 行政（特別枠）	<p>1 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）</p> <p>2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または平成30年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>上記を満たし3、4、5のいずれかに該当する者</p> <p>3 国民体育大会の正式競技種目および硬式野球において、平成24年4月1日以降に実績を収め、それ以降も引き続き活動を続けている者</p> <p>4 海外で、平成24年4月1日から平成29年7月末日までの間において通算して2年以上の国際貢献活動経験を持つ者</p> <p>5 地域おこし協力隊など活動の経験が、平成24年4月1日から平成29年7月末日までの間において、通算して2年以上ある者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 論文試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 口述試験 ・個別面接</p> <p>2 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p> <p>・活動実績を証明する書類等の提出</p>
I 種 行政（移住・定住 促進枠）	<p>1 昭和33年4月2日以降に生れた者。（学歴を問わない。）</p> <p>上記を満たし、2、3のいずれにも該当する者</p> <p>2 福井県外に本社を置く民間企業（団体および自営業者を含む。）、国の機関および福井県外の地方公共団体の機関における、県外での職務経験が平成19年4月1日から平成29年7月31日までの間において、通算して7年以上の者</p> <p>3 平成29年7月31日現在で、福井県外に在住の者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 論文試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 口述試験 ・個別面接</p> <p>2 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>

I種 追加募集	1 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(学歴は問わない。) 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または平成30年3月31日までに卒業見込の者	1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験 ・記述式試験 3 適性検査	1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
II種	1 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験 (技術系職種) ・択一式試験 3 適性検査	1 作文試験 (事務系職種) 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
身体障害者	自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの 1 昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接	・受験資格等の確認
市町立小・ 中学校事務	1 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査	1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
警察官 (男性A)	1 昭和62年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成30年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび	1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
警察官 (女性A)	1 昭和62年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成30年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび	1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認

<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成30年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成30年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性/ 武道指導)</p>	<p>昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性でかつ次のいずれかの要件に該当する者 1 受験申込締切日までに柔道三段以上の段位を取得している者 2 全日本柔道連盟もしくはこれに加盟する団体が主催する全国大会の出場経験者、またはこれと同等の実力を有すると認める者 3 受験申込締切日までに剣道三段以上の段位を取得している者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他 3 実技試験 4 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>交通巡視員</p>	<p>1 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたもの</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・視力・色覚 ・その他</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I種試験	行政	53	268(84)	207(64)	93(24)	86(24)	53(18)	3.9
	警察事務	11	95(52)	64(39)	31(23)	29(21)	22(18)	2.9
	薬剤師	3	7(3)	6(3)	5(3)	4(3)	3(2)	2.0
	福祉・心理	2	22(13)	20(12)	6(3)	6(3)	2(1)	10.0
	農林業	9	33(11)	26(7)	19(6)	17(5)	9(4)	2.9
	水産	4	22(5)	14(4)	8(1)	8(1)	4(0)	3.5
	建築	1	8(1)	5(1)	3(1)	3(1)	1(1)	5.0
	土木(総合)	4	26(2)	16(2)	9(1)	9(1)	4(0)	4.0
	機械・金属	2	9(0)	6(0)	3(0)	3(0)	0(0)	—
	電気	2	10(0)	5(0)	4(0)	3(0)	2(0)	2.5
	化学	2	10(3)	7(3)	4(1)	3(1)	2(1)	3.5
司書	1	15(11)	10(7)	3(2)	2(1)	1(1)	10.0	
I種 (特別枠)	行政 (特別枠)	22	21(11)	20(10)	20(10)	20(10)	20(10)	1.0
I種 (移住・定住促 進枠)	行政 (移住・定住促進枠)	5	92(13)	70(11)	12(2)	12(2)	5(1)	14.0
I種 (追加募集)	機械・金属	2	10(0)	8(0)	2(0)	1(0)	0	—
I種総合計		123	648(209)	484(163)	222(77)	206(73)	128(57)	3.8
II種	一般事務	2	23(10)	19(10)	7(2)	6(2)	2(1)	9.5
	土木(総合)	2	7(1)	7(1)	4(1)	3(1)	2(1)	3.5
II種計		4	30(11)	26(11)	11(3)	9(3)	4(2)	6.5
身体障害者	一般事務	2	6(2)	5(2)	3(1)	3(1)	2(1)	2.5
小中学校事務		13	219(130)	173(104)	37(22)	31(17)	16(14)	10.8
警察官	男性A	40	274(—)	189(—)	135(—)	118(—)	80(—)	2.4
	男性B	18	162(—)	112(—)	72(—)	69(—)	36(—)	3.1
	男性/武道指導	2	3(—)	3(—)	3(—)	3(—)	3(—)	1.0
	女性A	4	58(58)	39(39)	16(16)	15(15)	8(8)	4.9
	女性B	5	42(42)	31(31)	21(21)	20(20)	10(10)	3.1
警察官計		69	539(100)	374(70)	247(37)	225(35)	137(18)	2.7
交通巡視員		2	52(24)	30(17)	10(5)	8(3)	4(3)	7.5

※ () 内は女性

(2) 選考の状況

平成29年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知事	教育委員会	警察本部長	
獣医師	2			2
保健師	7			7
看護師	5			5
臨床検査技師	2			2
理学療法士	1			1
作業療法士	1			1
学芸員	3			3
古生物学	3			3
船員	1			1
文化財調査員		1		1
航空操縦士			2	2

②職員の任用に関する規則22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
6人	67人	5人	78人

③職員の任用に関する規則22条第9号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
33人	1人	6人	40人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成29年10月6日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.jp/doc/jinji-i/index.html>】に掲載してあります。)

(1) 報告

① 給与の改定

ア 公民給与の比較

・月例給

民間給与との較差 474円 0.13% (民間給与 363,913円 職員給与 363,439円)

イ 給与改定の内容

(ア) 月例給

・給料

平均0.13%の引上げ改定

(イ) 諸手当

・初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて支給額を改定

(ウ) 期末勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分(0.1月分の引上げ)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(現行1.7月分→1.8月分)

ウ 実施時期

月例給：給料表は、平成29年4月1日に遡及して実施

諸手当：初任給調整手当は、平成29年4月1日に遡及して実施

期末勤勉手当：平成29年12月支給分から実施

② 給与以外の勤務条件

ア 教員給与のあり方

義務教育費国庫負担金の算定における教員特殊業務手当の一部引き上げについて、教育現場の実情や他の都道府県の状況等を踏まえた適切な対応が必要

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適正な人員配置の取組に加えて、新たな超過勤務縮減策についての各部局等での主体的な取組と効果的な方策の横断的展開などの仕組の検討が必要。

また、職場管理者が職員の勤務管理を適切に行うとともに、職員一人ひとりにおいても、タイムマネジメント意識・コスト意識を持って業務に取り組む必要がある。このため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修の拡充によりタイムマネジメント能力の向上を図ることが必要。

ウ 学校現場における教職員の負担軽減

教育委員会においては、文部科学省の今後の対応も踏まえ、引き続き、学校や教員の業務の見直しや効率化の推進など、教員の業務の適正化を図ることが必要。特に現在進めている、学校運営支援員等の配置の拡大や部活動の負担軽減策など、具体的な取組を早期に進めることが重要。

エ 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と家庭の両立支援のためには、男性の育児参加が重要。配偶者出産休暇・育児休業制度等の周知や取得した職員の体験談の紹介など、休暇・休業の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、取得職員の業務を職場全体でサポートすることで、休暇・休業の取得を促進することが重要。

オ 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、県民に質の高い行政サービスを提供するという観点からも重要。そのためには予防や早期対応のための様々な取組をより充実したものにしていくことが必要。また、昨年度から実施しているストレスチェック制度を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに職場環境の改善につなげていくことが不可欠。

カ 能力・実績に基づく人事管理の推進

改正地方公務員法に基づき、昨年度からすべての任命権者において人事評価制度を導入したところであり、職員の理解と納得を得ながら同制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要。

キ 公務員の高齢期雇用

定年退職者の能力および経験を一層活用していくことが必要であり、職員が再任用を希望する場合には、当該職員の能力、健康状態等を適切に把握し、その能力等をより活用できるよう引き続き職域の拡大などを検討していくことが必要。

なお、国における公務員の定年引上げに関する検討の動向などを注視することが必要。

ク 公務員倫理の確保

職員には公務員倫理の確保が強く求められるものであり、職員研修等のあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることなどが必要。

(2) 勧告

[1]平成29年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

[【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/29kankoku_d/fil/kankoku.pdf】](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/29kankoku_d/fil/kankoku.pdf)

② 諸手当

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 29 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.95 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.45 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.15 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.55 月分とすること。

(イ) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/29kankoku_d/fil/kankoku.pdf

② 期末手当

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

[【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/29kankoku_d/fil/kankoku.pdf】](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/29kankoku_d/fil/kankoku.pdf)

② 期末手当について

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

[2] 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の②のイの（イ）、2 の②のイおよび 3 の②のイについては、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成29年度の処理状況は下表のとおりです。

平成29年度 要処理件数	平成28年度末 未処理件数	平成29年度 新規件数	平成29年度 処理件数	平成29年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成29年度の処理状況は下表のとおりです。

平成29年度 要処理件数	平成28年度末 未処理件数	平成29年度 新規件数	平成29年度 処理件数	平成29年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—